

役員報酬規程

社会福祉法人 福 智 の 里

役員報酬規程

(総則)

第1条 社会福祉法人 福智の里 役員役員報酬についての規程を次のように定める。

(監事監査実施に伴う報酬)

第2条 財務諸表を監査する監事につき、その監査業務に対し、報酬を支給する。

報酬は1日、25,000円とする。

(理事長の日常的勤務に伴う報酬について)

第3条 理事長の日常的勤務に伴い、報酬を月額で支給する。

報酬は月額 上限400,000円までの範囲で、評議員会または理事会でこれを決定する。

(その他の役員報酬について)

第4条 平成29年4月1日施行の定款で以下のように明記。

定款第八条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の議決を経て、別に定める。

定款第二十一条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、毎年、評議員会の議決を経て、別に定める。

(規程の変更)

第5条 本規程に定められた内容が、諸般の事情により改正の必要が生じた場合は、評議員会で協議決定する。

(付 則)

1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。(平成20年7月7日理事会承認)

2. 第2条の条文中、「報酬は1日、25,000円とする。」を追加挿入する。

(平成21年12月8日理事会承認)

3. 第3条として新たに挿入。従前の第3条が第4条へ、第4条が第5条へ繰り下がる。

(平成22年3月7日理事会承認。平成22年4月1日より適用)

4. 平成29年4月1日から新定款を施行するにあたって、役員報酬規程を明記することが義務付けられたことにより、改正。

(平成29年3月16日理事会承認。平成29年4月1日より適用)

5. 令和1年6月25日 第3条、第5条を改正。評議員会にて承認。

坂田理事長に令和1年7月から月額400,000円を支給することを理事会にて決定。